

関西大学哲学会会則

究を補助する。

(五) その他、必要と認める事業を行う。

第四条 本会は原則として左記の会員をもつて組織する。

(一) 関西大学文学部哲学専修の専任教員、および

それ以外の関西大学専任教員の有志

(二) 第一条 本会は関西大学哲学会と称する。

(三) 第二条 本会は、哲学、倫理学、宗教学、美学および美術

史に関する研究・教育の補助機関として、会員相互の研鑽ならびに人間的交流をはかることを目的とする。

第二条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

(一) 每年一回、定期総会を開催し、また毎年二回、研究発表会を開く。研究発表会は公開とする。また

隨時、臨時総会、公開または非公開の講演会あるいは研究発表会を開くことがある。

(二) 機関誌『哲学』を随时発行し、また毎年一回、

『哲学会会報』を発行する。

(三) 第二条の目的を達成するため、学内および学外の諸研究機関と、機関誌の交換等を通じて、連絡をはかる。

(四) 関西大学文学部哲学専修および同大学院文学研究科哲学専修・専攻に属する学生および院生の研究

機 関

第五条 本会には次の機関を置く。

(一) 総会

(二) 委員会

第六条 総会は本会の最高議決機関であつて、次のことを審議し議決する。

(一) 哲学会会則の決定ならびに変更

(二) 委員の選任および解任

(三) 予算、決算の承認

(四) その他の重要な事項

第七条 定期総会は毎年一回、委員長がこれを招集する。

このほか、委員会において必要と認める場合には、委員長が臨時に総会を招集しなければならない。

第八条の一 委員会は本会の執行機関として、総会の議決に従い、本会会則に定める業務を行う。

第八条の二 委員会はその業務を処理するため、事務局を関西大学文学部哲学専修合同研究室に置く。

第八条の三 委員は次の者とする。

(一) 本学文学部哲学専修専任教員全員

(二) 本学哲学専修より選出される者、各学年二名、計六名

(三) 本学大学院文学研究科哲学専修博士課程前期より選出される者、および同哲学専攻博士課程後期より選出される者、上限各二名、計四名

第九条 委員会に次の役員を置く。

(一) 委員長 一名

(二) 幹事 一名

(三) 編集委員 三名

役員は総会において選任する。ただし委員長、幹事は委員中より互選され、また編集委員は委員会が委嘱し、総会がこれを承認する。

第十一条 委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

第一条 委員の任期は一年とし、留任をさまたげない。

第十二条 委員長は本会および委員会を統理し、これを代表する。幹事は事務局を統轄し、委員長に事故あるときはこれを代理する。

第十三条 委員長の任期は一年とし、留任をさまたげない。

第十四条 幹事の任期は一年とし、留任をさまたげない。

第十五条 編集委員は、本会機関誌、会報等の編集発行にあたる。編集委員は委員会の決定によって本学哲学専修専任教員に委嘱される。

第十六条 編集委員の任期は一年とし、留任をさまたげない。

第一七条 機関誌『哲学』に掲載する論文の採否、および研究発表会の発表者の選考は、委員会の委嘱を受け、編集委員あるいはその他の本学哲学専修専任教員が審査にあたり、委員会においてこれを決定する。

会 計

第一八条 本会の経費は、会費、寄付金その他の収入をもつてこれにあてる。

第一九条 会員は毎年会費（三〇〇〇円）を輸出しなければならない。ただし本学哲学専修在学生は、原則として学部入学時に四年間分の一〇〇〇円を一括納入するものとする。

第一〇条 本会の会計年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三一日をもって終る。

第二条 委員会は定期総会において、前年度の決算を報告するとともに当年度の予算案を提出し、その承認を得なければならない。

第二一条 本会は総会において会計監査を一名委嘱する。会計監査は本会の会計を監査する。

付則 この会則は、二〇〇〇四年七月一〇日より効力を生じる。

関西大学哲学会会計内規

第一条 会員に対しても原稿料、講演料は原則として支払わない。

第二条 学会主催の研究会、講演会等の講師に対する謝礼は、そのつど委員会においてこれを定める。

付則 本内規は一九九一年六月二九日より施行する。

*二〇〇七年七月一四日（土）に開催された（春季大会）の総会にて、平成一九年度の役員は次の五名の選任が決定された。

委員長（会長） 小田淑子
幹事 長谷洋一
編集委員 木岡伸夫
宮本要太郎

（敬称略）